

事 務 連 絡

令和 4 年 5 月 3 0 日

都道府県
各 指定都市
中 核 市

生活保護制度主管部局
生活困窮者自立支援制度主管部局

御中

厚生労働省社会・援護局保護課
保護事業室

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

特定求職者雇用開発助成金の見直しについて

平素より厚生労働行政の推進につきご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和 4 年 4 月 26 日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、「生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業等と特定求職者雇用開発助成金等の雇用支援策との連携を図る」とされたこと等を踏まえ、令和 4 年 5 月 30 日付け職発 0530 第 2 号「雇用安定事業の実施等について」により、特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の支給要領の改正について通知され、令和 4 年 5 月 30 日より実施されることとなりましたので参考にお知らせいたします。

特開金は、生活保護受給者や生活困窮者等を、ハローワークや雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している自治体の無料職業紹介事業等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対し、一人につき最大 60 万円の助成が可能となるものです。

今般の改正により、これまで訓練・実習等の受け入れ実績が原因で、特開金の支給対象とならなかったケースについても対象となる可能性がありますので、既に就労準備支援事業や認定就労訓練事業等や被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備事業で連携している事業主等も含めた生活困窮者等を就労訓練等で受け入れ可能な事業主等に対し、ハローワークや自治体の無料職業紹介事業とも連携して、特開金の活用を含めた求人開拓を積極的に行うとともに、事業主等への説明に際しては、添付のリー

フレット等を活用し、雇用機会の増大を図るようお願いいたします。

なお、ご参考として、現行の特開金を活用しながら、就労体験から就職につなげている自治体の取組について、別添のとおり周知しますので、こうした取組も参考としていただきますようお願いいたします。

【改正の概要】

これまで、対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。以下同じ。）を受講等したことがある対象労働者を雇い入れる場合は、原則、特定求職者雇用開発助成金の支給対象とはならなかったところ、今般、以下の（１）及び（２）に掲げるいずれかの事業に該当する訓練・実習等の場合は、通算して3か月を超えるものであっても支給を可能にするもの（令和4年5月30日以降に雇い入れた対象労働者に係る特定求職者雇用開発助成金の支給について適用。）。

（１）生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業及び就労訓練事業の一環として実施するもの。

（２）生活保護法に基づく被保護者就労支援事業及び平成27年4月9日付け社会・援護局保護課長通知に基づく被保護者就労準備支援事業の一環として実施するもの。

※詳細は、参考資料1「雇用安定事業の実施等について」（令和4年5月30日付け職発第2号）及び参考資料2「特定求職者雇用開発助成金の改正に係る留意事項について」をご参照ください。

(別添)

<事例1> 就労準備支援事業の就労体験を活用後、市の無料職業紹介事業と連携し、就職支援した事例

就労準備支援事業の体験先として、介護業務に携わったところ、本人が介護に対して意欲を持ち、就職に前向きな姿勢が認められた。本人と相談の結果、市の無料職業紹介により、特開金対象者であることを明示した上で、体験先の介護事業所を紹介。選考の結果、採用され、その後、事業所は特開金の申請を行った。

就労準備支援事業を活用し、就労可能段階となった支援対象者について、支援会議の場で自立相談支援機関の担当と無料職業紹介事業の担当が集まり、対象者の状況等を共有し、その後、市無料職業紹介事業において、本人に合った事業所を選定して、就労につなげている。

企業開拓も市の就労準備支援事業の担当と無料職業紹介事業の担当が連携して、雇用の求人と就労訓練の体験先等非雇用の求人を一体的に開拓しており、開拓時に特開金の案内をするとともに、対象者の受入後には、助成金申請書類作成支援等を行っている。

<事例2> 自立相談支援機関での就労支援の一環として就労体験を活用後、ハローワークと連携し、就職支援した事例

自立相談支援機関(以下、「自立」という。)からの紹介で認定就労訓練事業所における就労体験を活用した後、就職段階となった支援対象者について、自立からハローワークに支援要請し、あわせて、本人の状態や職歴等の情報提供を行った。

ハローワークにて、本人の状態や職歴を踏まえ、得意分野等の聞き取りを行い、求人情報の中から本人に合う求人を3社程度選定した。その後、ハローワークが、自立と情報共有しながら、面接先の選定の相談や面接・履歴書作成支援を行い、雇用につながった。

なお、当該市の自立とハローワークは、定期的に支援対象者や事業所情報を共有する場を設けており、日頃からの緊密な連携体制によるきめ細かい支援の結果、雇用につながっている。

また、ハローワークの求人開拓では特開金等の周知を行うことで、求人の掘り起こしを行っている。

職発 0530 第 2 号

令和 4 年 5 月 30 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

雇用安定事業の実施等について

特定求職者雇用開発助成金について、下記第 1 を内容とする関係通達の改正を下記第 2 のとおり行い、令和 4 年 5 月 30 日から適用することとするので、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、本日付け職発 0530 第 3 号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長あて併せて通知したことを申し添える。

記

第 1 改正内容

- (1) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給対象労働者について、ウクライナ避難民を加えること。また、これに伴い、同コースの支給要領 0602 の添付書類等に所要の改正を行うこと。
- (2) 特定求職者雇用開発助成金のうち、次の①から⑥の助成コースの各支給要領 0205 に規定する、雇い入れに係る事業所において、通算して 3 か月を超えて訓練・実習等を受講等したことがある対象労働者を不支給とする要件について、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業及び就労訓練事業の一環として実施するもの並びに生活保護法に基づく被保護者就労支援事業及び平成 27 年 4 月 9 日付け社会・援護局保護課長通知に基づく被保護者就労準備支援事業の一環として実施するものは適用しないこと。
 - ① 特定就職困難者コース（同コース支給要領 0205 のハの(ロ)）
 - ② 生涯現役コース（同コース支給要領 0205 のロの(ロ)）
 - ③ 被災者雇用開発コース（同コース支給要領 0205 のロの(ロ)）
 - ④ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース（同コース支給要領 0205 のハの(ロ)）
 - ⑤ 就職氷河期世代安定雇用実現コース（同コース支給要領 0205 のロの(ロ)）
 - ⑥ 生活保護受給者等雇用開発コース（同コース支給要領 0205 のハの(ロ)）

第 2 特定求職者雇用開発助成金支給要領及び様式の一部改正

特定求職者雇用開発助成金支給要領及び様式の一部について、別添 1 から別添 3 のとおり改正する。

第3 適用日

令和4年5月30日以降に雇い入れた対象労働者に係る特定求職者雇用開発助成金の支給について適用する。

職訓発 0530 第 1 号
職企発 0530 第 1 号
職障発 0530 第 5 号
職障就発 0530 第 1 号
令和 4 年 5 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
総務課訓練受講支援室長
雇用開発企画課長
障害者雇用対策課長
障害者雇用対策課地域就労支援室長

特定求職者雇用開発助成金の改正に係る留意事項について

日頃より特定求職者雇用開発助成金の適正な支給にご尽力を賜り感謝申し上げます。

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、「生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業等と特定求職者雇用開発助成金等の雇用支援策との連携を図る」とされたこと等を踏まえ、令和4年5月30日付け職発 0530 第 2 号「雇用安定事業の実施等について」（以下「通達」という。）により、特定求職者雇用開発助成金の支給要領の改正について通知したところである。通達記第 1（2）の改正の趣旨、活用に係る留意事項等については、下記のとおりであるため、対応に遺漏のないようご配慮をお願いする。

記

1 改正の概要

これまで、対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、通算して3か

月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。以下同じ。）を受講等したことがある対象労働者を雇い入れる場合は、原則特定求職者雇用開発助成金の支給対象とはならなかったところ、今般、以下の（１）及び（２）に掲げるいずれかの事業に該当する訓練・実習等の場合は、通算して３か月を超えるものであっても支給を可能にするもの（令和４年５月３０日以降に雇い入れた対象労働者に係る特定求職者雇用開発助成金の支給について適用。）。

（１）生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業及び就労訓練事業の一環として実施するもの。

（２）生活保護法に基づく被保護者就労支援事業及び平成２７年４月９日付け社会・援護局保護課長通知に基づく被保護者就労準備支援事業の一環として実施するもの。

支給要領（生活保護受給者等雇用開発コース）（抄）改正部分下線

0205 不支給要件

ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して３年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に以下のいずれかに該当する対象労働者を、雇い入れる場合

(ロ) 当該雇入れに係る事業所において、通算して３か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するもの、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業及び就労訓練事業の一環として実施するもの並びに生活保護法に基づく被保護者就労支援事業及び平成２７年４月９日付け社会・援護局保護課長通知に基づく被保護者就労準備支援事業の一環として実施するものを除く。以下同じ。）を受講等したことがある対象労働者

２ 改正の趣旨

特定求職者雇用開発助成金については、３か月を超える訓練・実習等を実施した場合には、事業主において対象労働者の能力や適性が見極めが既についていると推定され、本助成金の趣旨である「就職困難者の新たな雇用機会の増大」につながるとは言い難いことから、「当該雇入れに係る事業所において、通算して３か月を超えて訓練・実習等を受講等したことがある対象労働者」を雇い入れた場合には原則不支給としている。

一方で、記1（1）及び（2）に掲げる生活困窮者自立支援法の就労準備支援事業等は、「雇用による就業が著しく困難な生活困窮者や雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る」こと等を目的として実施されるものであり、3か月を超える訓練・実習等を実施したとしても必ずしも能力や適性を見極めを行うことを趣旨とするものとは言えないことから、3か月を超える訓練・実習等を実施した場合でも支給対象とすることとする。

3 留意事項

本改正を踏まえ、特定求職者雇用開発助成金の活用を図る場合には、以下の点にも留意すること。

- (1) 3か月以上の訓練・実習等の実施から雇入れに移行した場合も支給対象となり得るものの、その雇入れに際しては、ハローワークや適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等による職業紹介（その前提となる事業所による求人の提出を含む。）を要するほか、「安定所等の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合」など、支給要領0205のその他の不支給要件は適用され得ること。
- (2) 特定求職者雇用開発助成金のうち生活保護受給者等雇用開発コースを活用する場合は、対象労働者は、生活保護受給者または生活困窮者であって、次のア～ウの支援を通算して3か月を超えて受けていることを要することに変更はないこと。
 - ア 地方公共団体が労働局・ハローワークと生活保護受給者等就労自立促進事業に係る協定を締結し、この協定に基づき、ハローワークに就労支援の要請がなされて行われた支援。
 - イ 地方公共団体が実施する生活保護法に基づく被保護者就労支援事業による支援。
 - ウ 地方公共団体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく就労支援（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援により同法第三条第二項第三号に規定する計画の作成を行ったもの。）。
- (3) 今般の改正を踏まえ、生活困窮者や生活保護受給者等を支援する地方公共団体等に対し、改めて特定求職者雇用開発助成金の周知を行うとともに、記1（1）及び（2）に掲げる訓練・実習等を行う事業所について、当該事業主等の了解を得た上での情報共有を依頼し、当該事業所へ特定求職者雇用開発助成金の活用も含めた求人開拓を行うなど、丁寧な支援を実施すること。

なお、事業主等への説明に際しては、添付のリーフレットを活用された

いこと。

4 報告について

本改正による影響及び活用事例を把握するため、当面の令和4年度中に、今般の改正により、新たに支給対象となった者（3か月を超えた訓練・実習等を実施後に特定求職者雇用開発助成金の対象として当該訓練先事業所に雇い入れられ、雇入登録を行った者）が出た場合は、その都度、以下担当者宛にメールにて当該者の「求職番号」及び「雇用保険被保険者番号」の報告を行うこと。

連絡先 職業安定局総務課 訓練受講支援室特定雇用対策係 担当：柴川 電話：03-5253-1111（内5796） Mail：shibakawa-tatsuya@mhlw.go.jp

2022（令和4）年5月30日から

特定求職者雇用開発助成金の要件を一部緩和します

「特定求職者雇用開発助成金」は、様々な理由で就職が困難な方を雇い入れる事業主に対して支給する助成金です。2022年5月30日から、雇い入れ前に訓練・実習等を行った場合の取り扱いを以下のとおり変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

変更点

これまでの取り扱い

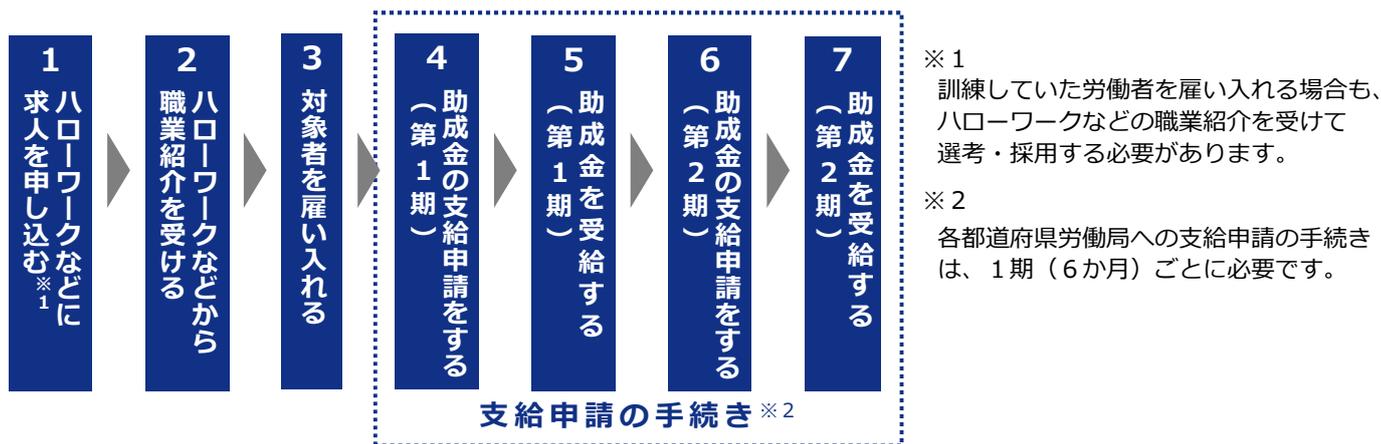
助成金の対象労働者が、雇い入れ事業所で、雇い入れ前の3年間に3か月を超えて訓練・実習等を受けている場合は、助成金の支給対象外でした。

2022年5月30日以降の取り扱い

2022年5月30日以降に雇い入れられた方で、以下①②のいずれかに該当する訓練・実習等を受けている場合は、3か月を超えていても、新たに支給対象となります。

- ① 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の一環として実施するもの。
- ② 生活保護法に基づく被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の一環として実施するもの。

支給までの流れ



ご注意ください

「特定求職者雇用開発助成金」は、対象労働者の状態により各コースが設定されています。受給のためには各コースの支給要件を満たす必要があります。各コースの詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

